

あなたのアイデアで

鹿追町をもっと元気に!

鹿追町未来クラウドファンディング補助金

チャレンジする団体・事業者を募集します!

地域をもっと良くしたい!

こんな想いはありませんか?

- ✓ 地域を盛り上げるイベントを開催したい
- ✓ 新しい観光資源をつくりたい
- ✓ 子どもや高齢者のための取組を始めたい
- ✓ 環境や脱炭素につながる活動をしたい

そんな皆さんのチャレンジを、

ふるさと納税型クラウドファンディングで
応援します!

補助内容

寄附金の40%を補助!

例えば…

寄附額

100万円



補助金

40万円



あなたの
チャレンジを
しっかり
応援します!

※補助対象経費が上限です。

重要

寄附金の目標額が**100万円以上**の事業が対象です。

応募できる方

鹿追町内で活動する



法人 個人事業主 NPO 任意団体
など

※地域課題の解決や地域活性化につながる
活動を継続して行っている団体

対象となる事業(例)



地域イベント



観光振興



地域ブランド
づくり



子育て支援



福祉活動



地域コミュニティ
づくり



環境・脱炭素への
取組(加点対象)

など

対象経費(例)



備品購入 設備工事 委託料 広告宣伝費



印刷費 専門家謝金 旅費 など

※飲食費・通常の運営費などは対象外です。
※詳細は裏面または町HPをご覧ください。

募集の流れ



寄附額が目標額の50%未満の場合は、事業の実施内容について町と協議します。

申請期間

令和8年8月3日(月)～
令和9年1月29日(金)
(必着)

まずは
お気軽に
ご相談
ください!

寄附募集サイト

ふるさとチョイス
ガバメントクラウドファンディング®

全国の寄附者へ、あなたのプロジェクトを発信します!

ホームページはこちら



お問い合わせ

商工観光課 観光係

0156-66-4034

受付時間: 平日 8:30~17:15

shoukou@town.shikaoui.lg.jp

鹿追町未来クラウドファンディング補助金の詳細

✓ 補助対象者の要件

次の要件をすべて満たす団体等が対象です。

- ✓ 町内に事務所又は事業所を有する法人、個人事業主及びその他の団体
- ✓ 地域の課題解決を図る等、町の施策と整合する活動を行っていること
- ✓ 町内において、計画的かつ継続的な活動を行っていること

次のいずれかに該当する場合は対象外です。

- ✗ 法人その他の団体及びその代表者に町税等の滞納があるもの
- ✗ 宗教的又は政治的な目的を有しているもの
- ✗ 暴力団員等であるもの
- ✗ 法令違反又は公序良俗に反する活動等をしているもの

✓ 対象となる事業

次の要件をすべて満たす事業が対象です。

- ✓ 町内で実施される事業で、第7期鹿追町総合計画（後期）に掲げる施策に沿い、行政課題の解決に効果が見込まれ、かつ、公益性を有する事業
- ✓ 鹿追型ゼロカーボンシティの実現に資する取組を含む事業は、審査において加点の対象とします

次のいずれかに該当する事業は対象外です。

- ✗ 宗教的又は政治的活動を目的とした事業
- ✗ 団体等の構成員のみを対象とする事業

○ 補助対象経費（例）

対象
となる
経費

	報償費	講師又は専門家への謝礼等
	旅 費	交通費、宿泊料等
	需用費	消耗品費、原材料費、印刷製本費、修繕料等
	委託料	補助対象事業の実施のために必要となる業務の委託に要する経費
	工事費	建築（外構含む）、電気、設備導入等に係る工事費
	備品購入費	補助対象事業を継続するために必要な専門備品
	広報宣伝費	ホームページ作成料等
...	その他	町長が必要と認める経費

✗ 対象とならない経費

- ① 団体の経常的な運営に要する経費
- ② 飲食に要する経費
- ③ 公租公課
- ④ 補助対象事業以外にも使用可能な汎用性の高い備品購入費
- ⑤ その他町長が適当でないと認める経費

※国、地方公共団体その他の団体から補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費からその額を控除します。

補助金交付までの主な流れ（詳細）

① 事業認定の申請	事業計画書、収支予算書等を町に提出します。
② 事業の認定（審査）	町が審査し、認定の可否を通知します。
③ 寄附の募集	ふるさとチョイスガバメント版クラウドファンディングに掲載し、寄附を募集します。
④ 寄附金額の確定	募集期間終了後、寄附金の総額を確定し、町から通知します。
⑤ 補助金の交付申請	寄附金額確定後、補助金の交付を申請します。
⑥ 交付決定	町が審査し、補助金の交付決定を通知します。
⑦ 概算払（希望時）	必要に応じて、交付決定額の範囲内で概算払が受けられます。
⑧ 事業の実施	認定された事業計画に基づき事業を実施します。
⑨ 実績報告	事業完了後、30日以内に実績報告書等を提出します。
⑩ 交付額の確定・支払い	町が審査し、交付額を確定。確定通知後30日以内に支払います。

寄附額が目標額の50%未満の場合は、事業の実施内容について町と協議します。

その他の注意事項

- 寄附額が目標額の50%未満の場合は、事業の実施の有無や内容について町と協議します。
- 事業内容の変更・中止が生じた場合は、寄附者へ適切に説明を行います。
- 要綱に違反した場合や不正があった場合は、交付決定の取消しや補助金の返還を求めることがあります。

寄附金の総額の内訳

寄附金は次の割合で取り扱います。



※寄附者が返礼品の受領を辞退した場合でも、補助金の割合（40%）は変更しません。



お問い合わせ

商工観光課
観 光 係



電話番号

0156-66-4034



メール

shoukou@town.shikaoui.lg.jp

詳しくは町ホームページを
ご覧ください

